

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年12月19日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第14号

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の号給を決定する基準に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 〔表 別紙2 挿入〕 〔備考 略〕 〔イ 略〕	別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 〔表 別紙1 挿入〕 〔備考 同左〕 〔イ 同左〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 6 年12月20日から施行する。

[別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 別紙 1]

職務の級	号給	組織等	基準となる職務
[同左]			
7 級	[同左]		
	1 号給	[同左]	
		政策企画室	東京事務所長の職務
		[同左]	

[別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 別紙２]

職務の級	号給	組織等	基準となる職務
[略]			
7 級	[略]		
	1 号給	[略]	
		政策企画室	東京事務所長の職務
		万博推進局	儀典監の職務
		[略]	